

介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公開（見える化要件）

介護職員の処遇改善については、令和元年（2019）10月の消費税引上げに伴う介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、当社においても加算算定を行っています。

当該加算を算定するあたり、次の3つの要件を満たす必要があります。

- 1 現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までを取得していること。
- 2 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること。
- 3 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた「見える化」を行っていること。

要件3の「見える化」に基づき、当社の取組内容を以下のとおり公表いたします。

	職場環境等要件項目	当社の取組
資質の向上	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）	資格取得支援制度を設け、研修費用を助成している。
労働環境・ 処遇の改善	新人介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター（新人指導担当者）制度等導入	各事業所に新人指導担当者を配置している。
	子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備	職員シフト上の配慮を行い、対象職員全員が育児休業を取得している。
	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化	毎月、各事業所で会議を行い、業務内容やケア内容の改善を図っている。 毎月開催している事故防止対策委員会で要因分析、対策等を協議し、マニュアルの作成と見直しを行っている。当該マニュアルに会社の責任を規定している。

	健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備	職員休憩室を設け、社内及び敷地内は全面禁煙にしている。
その他	中途採用者（他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等）に特化した人事制度の確立（勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等）	個々の希望、事情に即した間勤務数、勤務シフトを配慮している。
	障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮	個々の希望、事情に即した勤務時間数、勤務シフトを配慮している。